

## 神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しについて(報告書案)

## 1 見直しの必要性

神奈川県犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)は、平成21年4月に制定され、10年が経過しようとしている。条例は、附則において、5年を経過するごとに、見直しを行うものとされており、平成31年度が10年を経過した年となるため、平成30年度の検討委員会での検討事項として、条例についても見直しを行った。

## 2 見直しの結果について

条例の各条文について検討したところ、いずれも必要な条文であることが認められた。

また、条例の規定が無いことによって、支援・施策が不足しているという点も見当たらなかった。

ただし、条例には「二次被害」という文言やその定義規定はなく、この点について、検討したところ、「二次被害」の文言とその定義規定を新たに条例に盛り込む必要があると考える。

また、「再被害防止」や「安全の確保」に関する直接の規定は設けられておらず、この点についても、県として、法令に基づく取組を所管する機関とサポートステーション等の関係機関が連携して取り組む姿勢を表すためにも、条例に規定を設けることが必要であると考えます。

## 3 二次被害について

## (1) 二次被害の現状について

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、配慮に欠ける対応や言動、さらにはプライバシーの侵害や名誉棄損などによって精神的な苦痛や心身の不調等の二次被害を受けることも少なくない。被害者等は、こうした二次被害によって、それまで日常生活や社会生活を送る場であった近隣、職場、学校などから距離を置いたり、通えなくなったりして、孤立せざるを得ない状況に追い込まれることもあり、二次被害は、非常に深刻な問題である。

被害者等が、平穏な日常生活を取り戻すことを阻害する要因として、犯罪そのものからもたらされる被害とは区別して、二次被害がある。二次被害を起ささないことは、県民の責務であると同時に、二次被害が起こらない地域社会を作ることは県の責務でもある。

## (2) 現行の二次被害に係る条例の規定について

条例の制定当時、「二次被害」の文言は、一般に、コンセンサスを得られておらず、犯罪被害者基本法において用いられている表現と同様の表現と

していた。

平成16年に制定された犯罪被害等基本法第5条に規定する国民の責務では、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する（略）責務を有する」と規定している。

本県の条例でも、基本理念を定めた第3条においては、「犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩に十分配慮して」といった表現とし、県民の責務を規定した第5条でも、「県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう努めるものとする。」と規定している。

こうした現行の規定ぶりでも、二次被害について読み込んだうえで、二次被害防止対策が講じられている。

### (3) 県における二次被害に関する施策について

第2期計画においても、二次被害という文言を書き込み、県民への理解促進講座等を通じて、二次被害防止についても伝えていくこととしている。

さらに、職員、支援者、相談員等に対する研修も計画に位置付けて実施しており、その中で二次被害について伝えている。

また、早期に被害者支援に精通した弁護士による法律相談を実施しており、被害者等が当該弁護士をマスコミの対応を含めた刑事事件の代理人として委任することが多い。

弁護士が代理人としてマスコミ等に対応することにより、過剰な報道やプライバシー侵害、誹謗中傷等に対する一定の抑止効果が働くとともに、万が一、インターネット等でプライバシーの侵害や誹謗中傷がなされた場合であっても、被害を最小限度にとどめるため、適切なアドバイスを得られる環境が作り出されている。

こうしたことから、現行、二次被害防止のために実効性のある支援・施策が行われていると認められる。

### (4) 「二次被害」の文言を加えることや定義規定を追加する意義について

「二次被害」の文言を加えることや定義規定を追加することによって、

- ① 二次被害の説明が不要となり、対策がより取りやすくなること
- ② 県として二次被害を防止するという姿勢をより強く打ち出せること
- ③ 県内市町村が条例や施策、事業等を検討する際の参考となること

などから、神奈川県犯罪被害者等支援条例において、二次被害の定義規定等を条例に設けることは有意義であると考えられる。

#### 4 再被害の防止・安全の確保について

##### (1) 本県における再被害防止・安全の確保に関する施策について

第2期計画において、再被害の防止及び安全の確保の観点から必要な取り組みを定め、実施しており、その内容は次のとおりである。

<b>1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携</b>
(3) 支援関係機関の連携 ② 個別的な支援体制との連携 ③ 安全の確保に向けた関係機関との連携
<b>2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供</b>
(3) 日常生活の支援 ④ DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施 ⑤ 再被害防止措置の推進 (4) 心身に受けた影響からの回復 ④ 少年等への相談、精神的ケアの充実 ⑤ 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応 ⑥ DV被害、ストーカー被害への対応 (5) 一時的な住居の提供等 ① 緊急避難場所（ホテル等）の提供 ② 住居の確保への支援 ③ DV被害者等や被虐待児童の一時保護 ④ DV被害者の住居の確保への支援

##### (2) 再被害防止・安全の確保に関する規定を加えることの意義について

再被害防止・安全の確保の対応については、(1)のとおり、個別法令に基づく取組やサポートステーション等における住居の提供等が行われているが、これらの取組は、関係機関が相互に連携して取り組むことが重要であることから、県として、再被害防止・安全の確保に積極的に取り組む姿勢を示すためにも、条例に規定を設けることに意義があるものと考えている。

#### 5 参考資料

資料1 二次被害及び再被害防止に関する規定等について

資料2 他県等の犯罪被害者等支援条例の概要（平成29年度以降制定）



二次被害及び再被害防止に関する規定等について

1 二次被害に関する規定等について

神奈川県犯罪被害者等支援条例	神奈川県犯罪被害者等支援条例	神奈川県犯罪被害者等支援条例	神奈川県犯罪被害者等支援条例	神奈川県犯罪被害者等支援条例	神奈川県犯罪被害者等支援条例
<p>(基本理念) 第2条 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩に十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</p> <p>(県民の責務) 第5条 県民は、基本理念のとおり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名譽及び生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念のとおり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、犯罪被害者等の名譽及び生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。</p> <p>(人材の育成等) 第16条 県は、犯罪被害者等が、配慮に欠ける言動により更なる被害を受けるとなく、適切な支援を受けることができるよう、(略)犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(県民の理解の増進) 第18条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(事業者の理解の増進) 第19条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を推進できるような、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>基本目標 (2) 犯罪被害者等を支える地域社会の形成 犯罪被害者等が近隣や職場、学校など日常生活、社会生活を営む中で、周囲の無理な言動に苦しめられ、社会的に孤立してしまうことも少なくないという現状があり、こうした精神的被害、いわゆる二次被害が非常に深刻であると言われています。</p> <p>そこで、こうした二次被害をなくし、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会を形成することを目標として位置づけました。</p> <p>3 県民・事業者の理解の促進 犯罪被害者等の多くが、周囲の無理な言動に苦しめられた状況を改善するため、被害者等が日常的に接する様々な人々が、被害者等の置かれた状況や痛み・苦しみなどについて理解し、できるところから支援をするなど、被害者等を支える地域社会の形成に向け、県民や事業者が、被害者等の置かれた状況や支援の必要性などについて理解を深めるための取組を進めます。</p>	<p>前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>	<p>犯罪被害者等 基本法 前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>	<p>第3次犯罪被害者等基本計画 (H28.4.1 閣議決定) 第2精神的・身体的被害の回復、防止への取組 3 保護、捜査、公判当の過程における配慮等(基本法第19条関係) (1) 職員等に対する研修の充実等 ア 内閣府において、二次的被害防止の観点から…相談員等が…適切な対応をすることができよう、研修を実施する。 イ 警察において…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確保するための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ロ 日本司法支援センターにおいて…担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 1 国民の理解の増進(基本法第20条関係) (16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の促進 (18) 犯罪被害者等に関する情報の確保 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする匿名発表に対する要請を踏まえ、<u>プライバシー</u>の保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な条件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。</p>	<p>犯罪被害者等 基本法 前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>
<p>他県等の条例における二次被害の定義 ○北海道犯罪被害者等支援条例 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に、人々の心ない言動又は無理解、プライバシーの侵害等により生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。 ○埼玉県犯罪被害者等支援条例 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。 ○福岡県犯罪被害者等支援条例 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は報道等により当該犯罪等を知る者の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名譽の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。 ○大分県犯罪被害者等支援条例 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。</p>	<p>第3次犯罪被害者等基本計画 (H28.4.1 閣議決定) 第2精神的・身体的被害の回復、防止への取組 3 保護、捜査、公判当の過程における配慮等(基本法第19条関係) (1) 職員等に対する研修の充実等 ア 内閣府において、二次的被害防止の観点から…相談員等が…適切な対応をすることができよう、研修を実施する。 イ 警察において…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確保するための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ロ 日本司法支援センターにおいて…担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 1 国民の理解の増進(基本法第20条関係) (16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の促進 (18) 犯罪被害者等に関する情報の確保 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする匿名発表に対する要請を踏まえ、<u>プライバシー</u>の保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な条件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。</p>	<p>犯罪被害者等 基本法 前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>	<p>犯罪被害者等 基本法 前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>	<p>第3次犯罪被害者等基本計画 (H28.4.1 閣議決定) 第2精神的・身体的被害の回復、防止への取組 3 保護、捜査、公判当の過程における配慮等(基本法第19条関係) (1) 職員等に対する研修の充実等 ア 内閣府において、二次的被害防止の観点から…相談員等が…適切な対応をすることができよう、研修を実施する。 イ 警察において…職員の犯罪被害者等への適切な対応を確保するための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防止に努める。 ロ 日本司法支援センターにおいて…担当する職員に対して、二次的被害防止のための方策等の研修を実施する。 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 1 国民の理解の増進(基本法第20条関係) (16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の促進 (18) 犯罪被害者等に関する情報の確保 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする匿名発表に対する要請を踏まえ、<u>プライバシー</u>の保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な条件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。</p>	<p>犯罪被害者等 基本法 前文 「さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後にも二次的な被害に苦しめられること、少量ながらも少なくないこと、(国民の責務) 第5条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮する…責務を有する。 (国民の理解の増進) 第20条 国及び地方公共団体は、…犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要なる施策を講ずるものとする。</p>



二次被害及び再被害防止に関する規定等について

2 安全確保・再被害防止に関する規定について	神奈川県犯罪被害者等支援条例	第2期 神奈川県犯罪被害者等支援推進計画	犯罪被害者等基本法	第3次犯罪被害者等基本計画 (H28.4.1閣議決定)	他県等の条例における安全の確保の規定
<p>第15条 県は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(一時的な住居の提供等)</p> <p>第21条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携</p> <p>(2) 支援関係機関の連携</p> <p>(3) 個別的な支援体制との連携</p> <p>(4) 安全の確保に向けた関係機関との連携</p> <p>2 日常生活回復に向けたきめ細かい支援の提供</p> <p>(3) 日常生活の支援</p> <p>(4) DV被害者や被虐待児童に対する自立支援等の実施</p> <p>(5) 再被害防止措置の推進</p> <p>(4) 心身の受けた影響からの回復</p> <p>(4) 少年等への相談、精神的ケアの充実</p> <p>(5) 被虐待児童、高齢者、障がい者への対応</p> <p>(6) DV被害、ストーカー被害への対応</p> <p>(5) 緊急避難場所(ホテル等)の提供</p> <p>(2) 住居の確保への支援</p> <p>(3) DV被害者等や被虐待児童の一時保護</p> <p>(4) DV被害者の住居の確保への支援</p>	<p>(安全の確保)</p> <p>第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保等必要なものを講ずるものとする。</p>	<p>2 安全の確保(基本法第15条関係)</p> <p>(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用</p> <p>(2) 加害者に関する情報提供の適正な運用</p> <p>(3) 警察における再被害防止の推進</p> <p>(4) 警察における保護対策の推進</p> <p>(5) 保釈に關しての犯罪被害者等に對する安全への配慮の充実</p> <p>(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実</p> <p>(7) 犯罪被害者等に関する情報の保護</p> <p>(8) 一時保護所の環境改善等</p> <p>(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等</p> <p>(10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施</p> <p>(11) 再被害の防止に関する教育の実施等</p> <p>(12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇</p> <p>(13) 再被害防止のための安全確保の方策の検討</p>	<p>参考</p> <p>他県等の条例における安全の確保の規定</p> <p>○北海道犯罪被害者等支援条例(安全の確保)</p> <p>第13条 道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報等の適切な取り扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○埼玉県犯罪被害者等支援条例(安全の確保)</p> <p>第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○福岡県犯罪被害者等支援条例(安全の確保)</p> <p>第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○大分県犯罪被害者等支援条例(安全の確保)</p> <p>第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	







